

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月15日
【発行者名】	アバディーン投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石川 五生
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目2番3号虎ノ門清和ビル
【事務連絡者氏名】	渡瀬 久美子
【電話番号】	03-4578-2211
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	クレディ・スイスG T A Aファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	上限1兆円
【縦覧に供する場所】	該当なし

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

クレディ・スイスG T A Aファンド（愛称：C Sアルファ）  
（以下「当ファンド」といいます。）

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、アバディーン投信投資顧問株式会社（以下「委託会社」といいます。）を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の受益権<sup>\*</sup>です。

当初元本は、1口当たり1万円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

<sup>\*</sup> 当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

購入申込受付日の翌営業日の基準価額<sup>\*</sup>とします。

<sup>\*</sup> 基準価額とは、純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た金額です。なお、当ファンドの基準価額は、便宜上、1万口単位で表示されています。

基準価額とは、純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た金額です。基準価額は毎営業日計算し、原則として翌日の日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄の〔アバディーン〕に、略称「G T A A」として掲載されます。また、販売会社または後述の「照会先」でもお知らせします。

### (5) 【申込手数料】

購入時に、上記「(4)発行（売出）価格」に対し3.15%<sup>\*</sup>（税抜3.0%）以内で販売会社が独自に定める購入時手数料をお支払いいただきます。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<sup>\*</sup> 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、3.24%となります。

### (6) 【申込単位】

申込単位（購入単位）は、5,000口以上1,000口単位とします。

### (7) 【申込期間】

平成25年11月16日から平成26年5月16日まで<sup>\*</sup>

<sup>\*</sup> 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

当ファンドの受益権の購入申込みは、申込期間における毎営業日に受付けます。

ただし、販売会社の営業日であっても、以下に該当する場合には、購入申込みの受付けは行いません。

- ・ ニューヨーク、ケイマン、ルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日
- ・ ニューヨーク、ケイマン、ルクセンブルグの証券取引所のいずれかの休業日

= 詳しくは、後記「照会先」にご確認ください。 =

### (8) 【申込取扱場所】

申込期間中、次の場所において申込みを取扱います。

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目3番1号

（注）国内の本支店等において申込みの取扱いを行います。以下これら全体または各々を「販売会社」と総称することがあります。

### (9) 【払込期日】

購入代金は、販売会社の定める日までに当該販売会社にお支払いください。

販売会社は、購入申込受付日の購入代金の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

( 1 0 ) 【払込取扱場所】

購入代金は、販売会社にお支払いください。

( 1 1 ) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

( 1 2 ) 【その他】

購入代金に利息はつきません。

日本以外の地域での発行はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、投資信託振替制度に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金および換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### a. ファンドの目的

当ファンドは、複数の投資信託等に投資し、信託財産の安定した成長を図ることを目的とします。

###### b. ファンドの特色

- 世界の株式、債券、通貨を実質的な投資対象とします。
- ロング（買い持ち）ポジションまたはショート（売り持ち）ポジションにより、リターンの獲得を目指します。
- クレディ・スイス独自のクオンツモデルを用います。
- 目標リスクレンジは年率3～8%とします。

###### c. 信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

###### d. 商品分類等

当ファンドの商品分類\*は「追加型投信/海外/資産複合」です。

\*一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

#### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
追加型投信	海外	不動産投信 その他資産( )
	内外	資産複合

当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### <当ファンドが該当する商品分類の定義>

商品分類	定義
単位型・追加型 追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるものをいいます。
投資対象地域 海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉) 資産複合	目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

#### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性( ) 不動産投信	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー・ ファンド	あり ( )
	年2回			
	年4回	日本 北米 欧州		
	年6回(隔月)	アジア		
	年12回(毎月)	オセアニア 中南米 アフリカ	ファンド・ オブ・ファンズ	なし
その他資産(投資信託証券 (資産複合(債券先物・株価 指数先物・通貨先物、資産配 分変更型))	日々	中近東(中東) エマージング		
資産複合( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	その他( )			

\*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

#### <当ファンドが該当する属性区分の定義>

属性の定義は、当ファンドの目論見書または信託約款において、次の記載があるものをいいます。

属性区分		定義
投資対象資産	その他資産	主として、株式、債券、不動産投信以外の資産に投資するものをいいます。
決算頻度	年2回	年2回決算を行うものをいいます。
投資対象地域	グローバル (日本を含む)	組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とするものをいいます。なお、当ファンドにおいては「世界の資産」に「日本」は含まれます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

当ファンドは、外国投資信託等への投資を通じて、実質的に株式等を投資対象としております。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産は異なります。

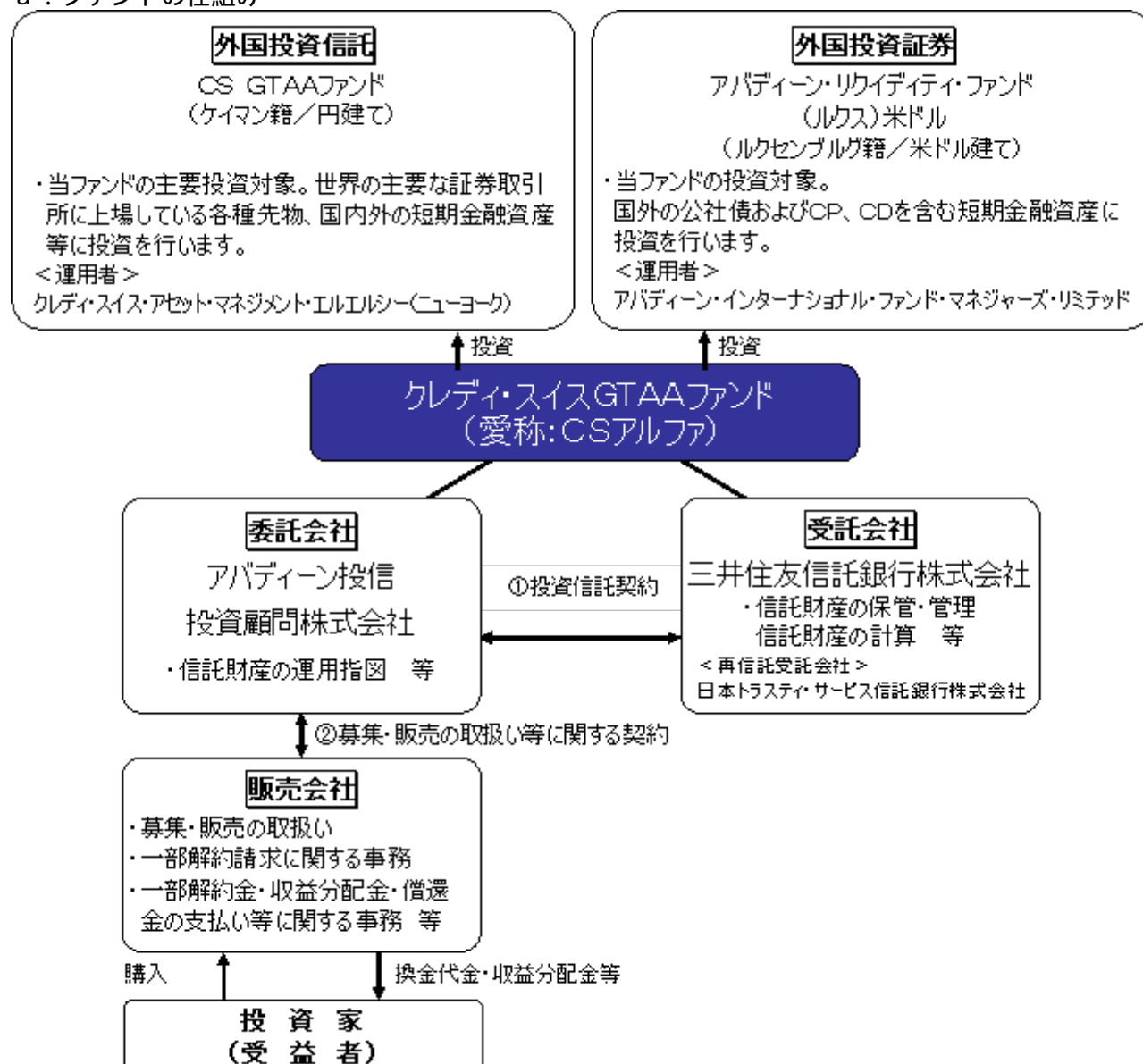
(注)当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご参照ください。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成18年6月30日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

### a. ファンドの仕組み



## &lt; 委託会社が関係法人と締結している契約等の概況 &gt;

## 受託会社（投資信託契約）

ファンドの運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項について規定しています。

## 販売会社（募集・販売の取扱い等に関する契約）

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定しています。

## b. 委託会社の概況

（以下に記載する情報は、本書提出日現在のものです。）

## 資本金の額

資本金 : 2,980.4百万円

発行する株式の総数 : 320,000株

発行済株式の総数 : 308,064株

## 会社の沿革

平成5年9月16日 クレディ・スイス投信株式会社設立

平成5年9月30日 証券投資信託委託業の認可

平成7年5月31日 投資顧問業の登録

平成9年3月31日 投資一任契約に係る業務の認可

平成9年4月1日 クレディ・スイス投資顧問株式会社と合併し、商号をクレディ・スイス投信投資顧問株式会社に変更

平成10年11月1日 商号をクレディ・スイス投信株式会社に変更

平成14年2月1日 ウォーバーク・ピンカス・アセット・マネジメント投信株式会社と合併

平成21年7月1日 商号をアバディーン投信投資顧問株式会社に変更

## 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
アバディーン・アセット・マネジメント PLC (Aberdeen Asset Management PLC)	英国スコットランド、 アバディーン	308,064株	100.00%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## a. 基本方針

当ファンドは、信託財産の安定した成長を目指して、積極的な運用を行います。

投資対象とする投資信託は、そのファンドの潜在的な運用成果を重視して選択しております。

## b. 投資態度

主として、次の外国投資信託等に投資します。

外国投資信託「CS G T A Aファンド」（ケイマン籍 / 円建て）

（当該ファンドは、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることを目的とします。）

外国投資証券「アバディーン・リクイディティ・ファンド（ルクス）米ドル」

（ルクセンブルグ籍 / 米ドル建て）

## 各投資信託証券の投資スタンス

「CS G T A Aファンド」を中心に組入れますが、資金を一時的に安全資産に投資する目的から「アバディーン・リクイディティ・ファンド（ルクス）米ドル」を一部組入れます。

「CS G T A Aファンド」の運用について

「CS G T A Aファンド」は運用資産総額の2分の1を超える部分を主要国の短期国債等に投資することで、利子等収益の確保を目指します。世界の株式（株価指数先物）、債券（債券先物）、通貨（通貨先物）に投資します。

## c. 運用の特色

## 1. クレディ・スイスG T A Aファンド（愛称：C Sアルファ）のコンセプト

クオンツモデルによる株式・債券・通貨の  
ロング・ショート運用で市場に潜む  
“ミsprライス”を探ります。



## 2. C S G T A Aファンドの特色

世界の株式、債券、通貨を実質的な投資対象とします。

リターンの源泉を広く分散させることにより、安定的なリターンを目指します。

運用においては、上場先物取引（株式、債券、通貨）および外国為替予約取引を利用します。

ロング（買い持ち）ポジションまたはショート（売り持ち）ポジションにより、リターンの獲得を目指します。

円短期金利（1ヵ月円LIBOR）+年率6%程度のリターンを目標とします。

クレディ・スイス独自のクオンツモデルを用います。

債券、株式、通貨市場の動きと低相関のリターンを目指します。

目標リスクレンジは年率3～8%とします。

目標リスクの中心値は6%

目標シャープ・レシオ1.0

\*シャープ・レシオとは、リターンを得るためにどれ位のリスクを取るかを計測する指数のことをいいます。

シャープ・レシオ = (ポートフォリオのリターン - 無リスク資産のリターン) ÷ ポートフォリオのリスク (標準偏差)

## クオンツモデルの特徴

ファンダメンタル分析に基づくマクロ・ファンダメンタル、テクニカル分析に基づくスプレッド・アービトラージ、パッシブ・ロング/ショート・ファクター・エクスポージャー、ダイナミック・トレンド・フォローの4つの投資テーマで構成されるG T A A（グローバル・タクティカル・アセット・アロケーション）\*モデルを利用します。

\*投資対象を広く海外に求め、株式や債券等の資産間相互における相対的な価値を判断し、魅力の高い資産への投資比率を高め（割安な資産を買い）、魅力の少ない資産への投資比率を低める（割高な資産を売る）投資手法を言います。

幅広いファクターに着目します。

資産特性に応じた幅広いファクターを採用しています。

投資テーマおよびファクターのウェイトを変化させるダイナミックなモデルです。

各投資テーマおよび各ファクターのウェイトを市場環境に応じて調整します。

他資産との低い相関を目指します。

低い相関を得るため、リターンの源泉を広く分散させます。

## G T A Aモデルを構成する4つの主要な投資テーマ

マクロ・ファンダメンタルについて《投資テーマ1》

中期的に資産価格に影響を及ぼしうるマクロ経済のファンダメンタルのシグナルは多岐にわたっており、マクロ経済のリスク・ファクターを用いて相対的市場リターンを予測し、最適なリスク調整後ポートフォリオの構築を目指します。世界の金融市場には、資産価格が適正価格から乖離するミsprライスが多数存在しています。

資産、市場の価格は短期的な需給の不均衡や一時的な市場に対する歪みの影響により長期的に均衡する価格から乖離することがあり、それを見出すことによって超過収益を得ることが可能と考えています。不均衡を引き起こす要因はさまざま、例えば需給関係の変化、成長、インフレ、金融政策、投資家のポジション、短期的な市場のトレンドなどが原因としてあげられます。グローバルな市場をさまざまなファクターに基づいて分析し、定量的手法によってミsprライスを見出すことによって超過収益を得ることを目指します。

スプレッド・アービトラージについて《投資テーマ2》

過去52週間のヒストリカルデータをベースに株式、債券、通貨の各資産を相対比較することにより、資産間のスプレッドが拡大していくか（従来のトレンドを追随していくか）、あるいはスプレッドが収束していくか（平均回帰していくのか）について予想するため、トレンド追随要素と平均回帰要素の各々の期待値を算出し、リスク調整後の期待リターンを最大化するスプレッド・アー

ビットラージを採用します。ロングポジションとショートポジションの組み合わせにより、リスクを中立化させるように努めます。

パッシブ・ロング/ショート・ファクター・エクスポージャーについて《投資テーマ3》

モメンタムやキャリー等のファクターによって各資産のランク付けを行い、上位資産をロング、下位資産をショートすることで超過収益を得ることを目指します。ロング・ポートフォリオとショート・ポートフォリオの組み合わせにより、リスクを中立化させるように努めます。

ダイナミック・トレンド・フォローについて《投資テーマ4》

1ヶ月から1年頻度のトレンドを計測し、明確なトレンド・シグナルに追随することで超過収益を得ることを目指します。複数の時間軸に亘るリスク配分により、市場反転を捉え、市場ボラティリティ上昇期間に相関が低減することを狙います。また、ダイナミックにリスクを配分することで、リスクを資産間で均衡化するように努めます。

4つの投資テーマによる定量的分析を通して、株式、債券、通貨市場で期待収益率を予測し、リスク・リターンを最適にするロングポジションまたはショートポジションを構築し、超過収益の獲得を目指します。

実際に投資を行う際には市場の流動性といった要因にも留意しますので、原則として効率的な売買が可能である先物市場等を通して取引を行います。

### 投資する先物取引等（株価指数先物、債券先物、通貨先物を利用）

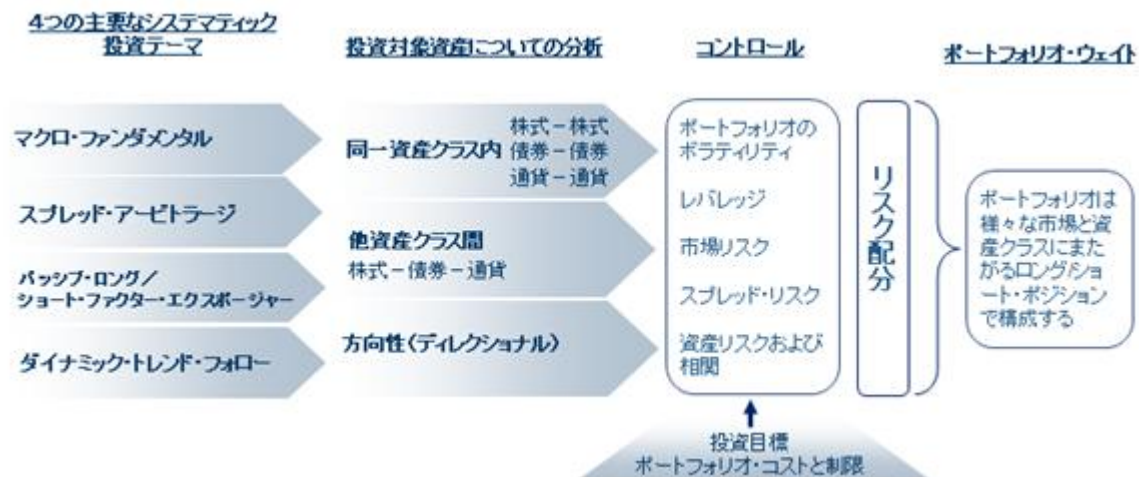
	株式	債券	通貨
米国			
日本			基軸通貨
英国			
ユーロ圏			
スイス		-	
オーストラリア			
カナダ			
香港		-	-
スウェーデン		-	-
シンガポール		-	-
南アフリカ		-	-
台湾		-	-
ニュージーランド	-	-	
メキシコ		-	
エマージング・マーケット		-	-
インド		-	-
イファ（米・加を除く先進22カ国）		-	-

投資対象とする市場は上記のとおりですが、複数の株価指数先物等を利用する市場があるため、約51資産の先物取引等が投資対象となります。ただし、投資対象となる先物取引等は、将来見直される可能性があります。

\* 上記は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。



## ポートフォリオ構築プロセス



リスクを調整しながら、4つの主要な投資テーマを組み合わせ、投資対象資産について分析を行い、システムティックにポートフォリオを構築します。

各投資テーマにおける投資対象資産について、同一資産クラス内（株式 - 株式、債券 - 債券、通貨 - 通貨）、他資産クラス間（株式 - 債券 - 通貨）、方向性（ディレクショナル）の3つの観点から分析を行います。

定量的投資プロセスでは、シグナルや投資見通しを決定する上で、異なる投資対象期間の組み合わせを用います。

リスク配分を行うにあたっては以下の点を考慮します。

- ・ 様々な市場環境や景気サイクルを通してアルファを獲得してきた長期のパフォーマンス実績（25年以上のバックテストに基づくシャープ・レシオ）
- ・ 資産クラス、投資テーマ、ファクター、時間軸に亘ってリスクを分散化し、最適な分散効果を目指す

\* 上記は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### （2）【投資対象】

当ファンドは、組入れる複数の投資信託により、主として、世界の債券、株式、通貨に実質的に投資します。なお、株式、債券、通貨の投資については先物取引等を活用します。

以下に記載の a . ~ c . については、添付書類の当ファンドの信託約款から抜粋しております。

#### a . 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

ニ．金銭を信託する信託の受益権

次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

#### b . 有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

コマーシャル・ペーパー

外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの  
国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は短期社債等（社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法

第33条の2に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債及び農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。)への投資ならびに買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとし、また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

c. 金融商品の指図範囲等

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

預金

指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

コール・ローン

手形割引市場において売買される手形

## （参考）投資対象とする外国投資信託等の概要

ファンド名	C S G T A Aファンド
形態	ケイマン籍 / 円建て / 外国投資信託
主な投資対象	世界の主要な証券取引所に上場している株価指数先物、債券先物、通貨先物、国内外の短期金融資産等
運用の基本方針	世界の株式、債券、通貨に実質的に投資することによって中長期的に信託財産の安定した成長を目的として、積極的な運用を行います。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>先物全体のレバレッジは運用資産総額の6倍を越えないこととします。</li> <li>株価指数先物に関わるレバレッジは運用資産総額の2.5倍を越えないこととします。</li> <li>一つの先物のロングあるいはショートポジションの額の絶対値（ネットポジション）は、株価指数先物の場合、ファンドの運用資産総額の50%、債券先物は100%、通貨先物は75%を、それぞれ越えないこととします。</li> </ul>
設定日	平成18年6月30日
決算日	9月末
分配方針	毎年2月、8月に純資産価格の水準、金利等市況動向を勘案し分配を行います。ただし、分配対象額が小額の場合には分配を行わないことがあります。
運用報酬等	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用報酬 運用資産総額に対し、年率0.035%が運用報酬としてかかります。</li> <li>成功報酬 運用報酬等に加え、純資産価格がハードルバリュ<sup>*1</sup>を上回った場合に、その超過額の20%程度に発行済み受益権口数を乗じた金額が、成功報酬として別途かかります。</li> <li>投資顧問報酬 運用資産総額に対し、年率約0.50%が投資顧問報酬としてかかります。 運用報酬等は将来的に変更になる場合があります。</li> </ul>
その他費用	事務管理費用、保管費用、受託費用等 運用資産総額に対し、合計で年率約0.115%かかります。 その他費用は将来的に変更になる場合があります。
申込手数料	ありません。
受託会社	メイプルズ・ファイナンス・リミテッド
管理会社	トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
投資顧問会社	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー
保管銀行	S M B C ニッコウ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エイ
管理事務 代行会社	S M B C ニッコウ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エイ
トレーディング ・カンパニー	N K N D トレーディング・リミテッド C S G T A A ファンドの投資は、受託会社の100%子会社であるトレーディング・カンパニーを通じて行われます。

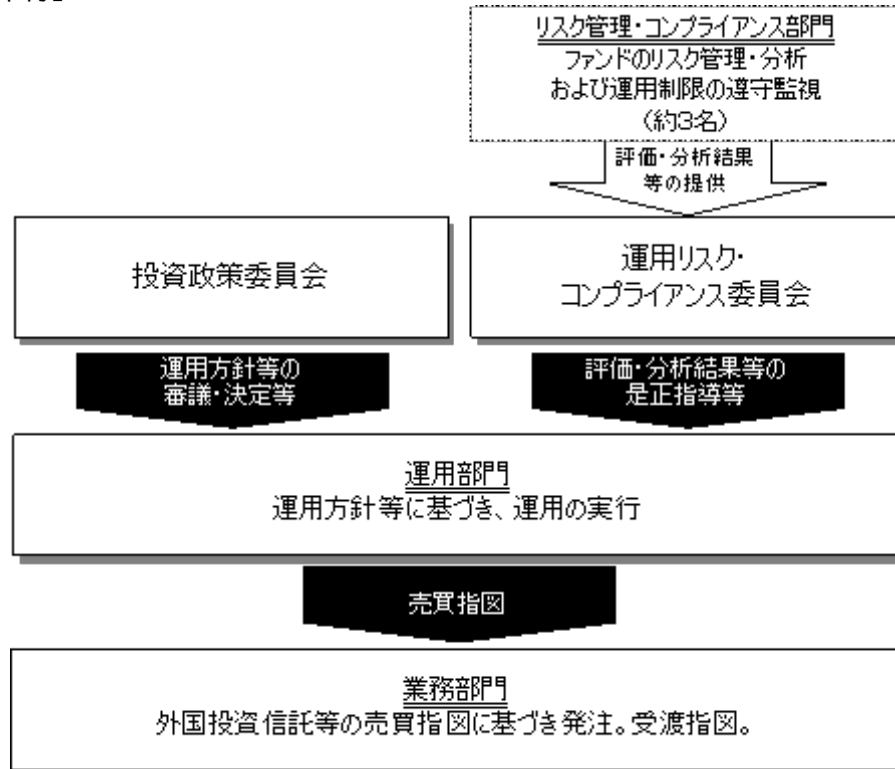
\* 1 ハードルバリュとは、計算日とその前計算日の加重平均したC S G T A A ファンドの買付け価格にハードルレート・インデックス<sup>\*2</sup>を乗じたものです。

\* 2 ハードルレート・インデックスとは、計算日の前四半期の最終営業日の1ヵ月円L I B O Rを、計算日の前四半期の最終営業日から計算日までの日数を考慮して指数化したものです。

ファンド名	アバディーン・リクイディティ・ファンド（ルクス）米ドル
形態	ルクセンブルグ籍 / 米ドル建て / 外国投資証券
主な投資対象	国外の公社債およびC P、C Dを含む短期金融資産等
運用の基本方針	主として国外の公社債および短期金融資産等に投資することにより安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目標として運用を行います。
設定日	昭和59年9月17日
決算日	原則毎年3月31日
分配方針	分配は行いません。
管理費用	原則として、ありません。
その他費用	事務管理費用、保管費用等

申込手数料	原則として、ありません。
管理会社	アバディーン・グローバル・サービスズ・エス・エイ
投資顧問会社	アバディーン・インターナショナル・ファンド・マネジャーズ・リミテッド
管理事務 代行会社	登録・名義書換事務代行会社： アバディーン・グローバル・サービスズ・エス・エイ 管理事務代行会社： ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ （登録・名義書換事務代行を除きます。）
保管銀行	ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ

## (3) 【運用体制】



## 運用体制に関する社内規程等

ファンドの運用に関する社内規程として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程を設け、ポートフォリオ・マネジャーの適正な行動基準および禁止行為を規定し、法令遵守、顧客の保護、取引の公正を図っています。

また、実際の運用の指図においては、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となるインサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。

## 関係法人に関する管理体制

受託会社：委託会社の社内ガイドラインに基づき、委託する業務の明確化および外部委託先の選定に係り適正な業務執行能力・信用力等を評価します。委託会社は、システム・ダウン、顧客情報の漏洩、緊急時対応等を含む内部統制状況を定期的に監視しています。

\* 当ファンドの運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

**(4) 【分配方針】****a. 収益分配方針**

毎決算時（原則として、2月、8月の各20日）に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

基準価額の水準等によっては分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

**b. 収益の分配方式**

信託財産から生ずる毎計算期間終了日における利益は、次の方法により処理します。

イ. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用（消費税等相当額込）ならびに信託報酬（消費税等相当額込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

ロ. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用（消費税等相当額込）ならびに信託報酬（消費税等相当額込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期間終了日において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

**c. 分配金の支払い**

分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

**d. 収益分配金に関する留意事項**

・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全てが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

**(5) 【投資制限】****a. 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限**

株式への直接投資は、行いません。

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券（ファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることを目的とする投資信託証券は除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

**b. 信託約款上のその他の投資制限**

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還

金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

八．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

### 3【投資リスク】

当ファンドは、値動きのある資産に投資しますので、基準価額は変動します。投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

当ファンドは外国投資信託等を投資対象として運用を行うため、以下に掲げる投資対象とする外国投資信託等にかかるリスクは、当ファンドに影響を及ぼします。

当ファンドのリスクおよび留意点は以下の通りです。ただし、下記に限定されるものではありません。

#### 基準価額の変動要因

##### 価格変動リスク

基準価額は、金利、通貨の価格、株価および債券価格等の市場価格の動きを反映して変動します。当ファンドは、組入れる複数の投資信託を通じて、主として、株式(株価指数先物)、債券(債券先物)、通貨(通貨先物)、公社債および短期金融資産等に実質的に投資します。よって、これらの投資に係る価格変動リスクを伴います。

##### 信用リスク

当ファンドが実質的に組入れている有価証券の発行体が業績悪化や倒産等に陥ることが予想される場合または陥った場合、あるいは外部評価の変化等により、投資資金が回収できなくなる可能性や債務不履行・支払い遅延等が発生する可能性があります。

##### カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等による市場の混乱、取引に対する規制の新設等の場合には、投資額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となる場合があります。

エマージング諸国の有価証券は一般的に、先進諸国と比較して、政治・経済情勢の変化等により市場が混乱した場合、基準価額の予想外の下落または運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。エマージング諸国の国や地域によっては、政治経済情勢が不安定となったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が大幅に変更される場合があります。さらに政府による資産の没収、国有化、差押え、政府のデフォルトの可能性もあります。

##### 為替変動リスク

組入外貨建資産に対して、原則として対円での為替ヘッジを行いません。外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。

##### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えないときは、市場実勢から期待される価格で取引できない、または取引が不可能となる場合があります。

##### 市場の閉鎖等に伴うリスク

証券市場・外国為替市場等の金融市場は、世界的な経済事情の急変、その国における政策の変更、政変または天災地変等の諸事情により閉鎖されることがあり、混乱することがあります。これらにより、当ファンドの運用が影響を被り、基準価額が影響を受けることがあります。

##### その他

- ・当ファンドはクオンツモデルにより運用を行いますが、モデルが十分に機能しない理由による価格変動リスクがあり、基準価額の下落要因となります。
- ・投資する「CSG TAAファンド」においては、ショートポジションを取りうる、または、所定の限度までのレバレッジをかかせることが可能なため、市場の変動に対して不利な価格変動が発生する可能性があります。

## 株式投資リスク

株価は、発行企業の業績、株式市場の需給、国内および国際的な政治・経済情勢などの影響を受け大きく変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。

## 債券投資リスク

### 価格変動リスク

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります。

債券（短期金融証券を含みます。）の価格は、市場の金利水準の変化に対応して変動します。また、外貨建債券の場合、為替相場が変化することにより、損失が生じるおそれがあります。

### 信用リスク

債券の発行者の財務状況の悪化・倒産などによって損失が生じるおそれがあります。

## 先物取引のリスク

先物取引とは、ある対象商品を、将来のあらかじめ定められた期日に、現時点で定めた約定価格に基づき売買することを契約する取引です。ただし、期日まで待たずに、反対取引（買い方の場合は転売、売り方の場合は買戻し）を行うことで、契約を解消することも可能です。

### 価格変動リスク

先物の価格は、原資産となる金融商品（株式、債券、通貨）の市場における相場その他の指標にかかる変動などの影響等により上下します。

### 証拠金に関するリスク

先物取引は、少額の証拠金で当該証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、時として多額の損失を被る危険性を有しています。

市場価格が予想とは反対の方向に変化したときには、短期間のうちに証拠金の大部分またはそのすべてを失うこともあります。また、その損失は証拠金の額だけに限定されません。先物取引の相場の変動や代用有価証券の値下がりにより不足額が発生したときは、証拠金の追加差入れまたは追加預託が必要となります。所定の時限までに証拠金を差し入れまたは預託しない場合や、先物取引契約の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉の一部または全部を決済されることもあります。

取引に異常が生じる場合には、証拠金額の引上げや証拠金の有価証券による代用の制限等の規制措置が取られることがあります。そのため、証拠金の追加差入れまたは追加預託や代用有価証券と現金の差換え等が必要となる場合があります。

### 市場リスク

市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないこともあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、転売または買戻しによる決済を希望しても、それができない場合があります。また、市場の状況によっては、金融商品取引所等が制限値幅を拡大することがあります。その場合、1日の損失が予想を上回ることもあります。

取引最終日までに反対売買によって決済されなかった建玉については受渡決済を行うこととなります。受渡決済では、売手は建玉と同額の対象物を引き渡さなければなりませんので、引き渡すべき対象物の全部または一部を保有していない場合は、現物市場において対象物を買付けするなど、引き渡すべき対象物を調達しなければならないこととなります。

## モデルリスク

CSGTAAFundは、投資決定において、クレディ・スイス独自のクオンツモデルに依存します。クオンツモデルから形成される資産タイプ（株式、債券、通貨）、またはそれらの各主要国の投資の運用成果に関する予測が、正確でない可能性があります。また、モデルから形成される情報の精度は、クオンツモデルに入力するデータ（投資決定のもととなる要因のウェイト調整など）の精度に依拠します。

時を経るに従い、ある原因により予測の有効性を失い、クオンツモデルの精度が低下する可能性があります。これは、どのようなクオンツモデルにも見られるクオンツモデル固有のリスクです。また、たとえCSGTAAFundの運用者が期待するようにクオンツモデルが機能したとしても、基準価額に影響を及ぼす全ての要因について説明できるものではありません。例えば、予測できない偶発的な事象は、それに該当します。したがって、使用するクオンツモデルが、CSGTAAFundに投資目的の達成をもたらすという保証はありません。

## 相関性リスク

CSGTAAFundの運用成果は、主要な市場指標や他のヘッジ・ファンドの運用成果と低い相関性を有することが期待されています。ただし、たとえ現在において相関性が低いとしても、将来においてこれを維持し続ける保証はありません。特に、大きな市場混乱があった期間においては、CSGTAAFundの運用成果は、主要な市場指標と高い相関性を有することがあります。そのような状況においては、投資ファンドは、広範囲の市場の動向から損失を被るリスクに晒されます。

## 投資限度額に係るリスク（レバレッジ・リスク）

CS G T A Aファンドが使用するクオンツモデルは、市場の代表性、流動性、取引コスト、利便性などの観点より、主要な取引所に上場する株価指数先物、債券先物および通貨先物を利用します（非上場の外国為替予約取引を取引業者と相対取引で行うことがあります）。

上場先物取引は、取引制度上、小額の委託証拠金でその証拠金額を上回る建玉金額の取引を行うことができるため、CS G T A Aファンドにおいても時価総額を超える建玉金額を許容します。CS G T A Aファンドにおいては、最大先物建玉総額、すなわち全ロング・ポジション（買い建て金額合計）と全ショート・ポジション（売り建て金額合計）は、目標とするリスクレンジの範囲内で投資成果を達成するために、当該投資対象の運用資産総額を超えてもよいことが規定されています（最大建玉限度額は、投資対象の運用資産総額の6倍 レバレッジ比率6倍までと、建玉評価損失額は建玉金額の50%以下を維持する制約が設けられています）。結果的にレバレッジは、投資ファンドの市場動向に対する感応度を高め、大きな利益をもたらすことがある反面、多大な損失をもたらす可能性があります。

CS G T A Aファンドでは、所定のリスク管理手法を使いリスクをコントロールしますが、モデルが依拠する投資戦略（株式、債券および通貨の同一投資国間並びにそれらの主要他国間に係る）から生じる損失のもたらす結果次第では、損失額が拡大する可能性があります。

## コール・ローンの相手方に関するリスク

余資運用は原則としてコール・ローンで行いますが、無担保の場合、相手方の信用リスクが伴います。

## その他の留意点

### ファンド・オブ・ファンズに関わる留意点

当ファンドが投資対象とする外国投資信託等に、他のファンドが投資する場合には、当該外国投資信託等の追加買付・解約に伴う資金変動が生じることがあり、市況動向や取引量等の状況によっては、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

### 繰上償還に関わる留意点

当ファンドは、信託期間中であっても、残存口数が10万口を下回ることとなった場合等には、繰上償還することがあります。また、投資環境の変化等により、委託会社が申込期間を更新しないことや申込みを停止することがあります。

### 投資方針の変更に関わる留意点

経済情勢や投資環境等の変化および投資効率等の観点から、投資対象および投資手法の変更を行う場合があります。

### 収益分配方針に関わる留意点

当ファンドは、基準価額の水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行う場合があります。期中分配は、これを全く行わなかったと仮定した場合に比べれば、信託期間終了時の基準価額が低くなる可能性が高いといえます。上記のように、当ファンドへの投資による運用成果は基準価額の水準によって大きく変動します。したがって、収益の分配は当ファンドの投資成果として一定の利回りを保証するものでも、示唆するものでもありません。

### 申込みの中止等の可能性に関わる留意点

委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（社会的基盤の機能不全や予測不能な事態の発生など）があるときは購入・換金の受付を中止することおよびすでに受けた購入・換金の受付を取消することができます。

換金の受付を中止した場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金の申込みを撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額計算日に換金の申込みを受付けたものとして扱います。

### 解約申込みに伴う基準価額の下落の可能性

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため、当ファンドが投資対象とする外国投資信託等において、組入る有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、投資対象とする外国投資信託等の純資産価格が下落する場合があります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

### 基準価額に関わる留意点

当ファンドの基準価額は、主として投資対象である外国投資信託等の純資産価格および為替レートの影響を反映します。したがって、当ファンドの基準価額は必ずしも投資対象市場の動向のみを直接に反映するものではなく、投資対象である外国投資信託等における運用の結果を反映します。また、当ファンドの基準価額は、投資対象である外国投資信託等が採用する組入資産の評価時点の市場価額を間接的に反映するため、基準価額が計算される時点での直近の投資対象市場の動向とは、異なる動きをすることがあります。

### 法令・税制・会計等の変更の可能性に関わる留意点

当ファンドに適用される法令・税制・会計原則等は、変更になる可能性があります。

### 目論見書の記載事項等の変更の可能性に関わる留意点

有価証券届出書の訂正届出書の提出等により、目論見書の記載事項等が変更になる可能性があります。



#### その他

- ・当ファンドは、クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ・資金動向や市況動向等によっては、ファンドの投資方針に基づいた運用ができなくなる場合があります。
- ・コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクや、システム上のリスクが生じる可能性があります。
- ・当ファンドは預貯金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構などの保護の対象ではありません。また、証券会社以外で購入された場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

#### リスクの管理体制

委託会社では、取締役会が決定したリスク管理に関するリスク・マネジメント・ポリシーに基づき、ファンドのパフォーマンス、運用リスクの分析管理、その他各種リスクの管理を、運用部から独立したリスク管理部門が行っております。また、定期的に運用リスク委員会を開催し、各プロダクトのパフォーマンスとそのリスクの管理・分析に関する審議を行っております。

\* 当ファンドのリスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

購入時に、購入申込受付日の翌営業日の基準価額に対し3.15%<sup>\*</sup>（税抜3.0%）以内で販売会社が独自に定める購入時手数料をお支払いいただきます。

\* 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、3.24%以内となります。

##### 「申込不可日」

販売会社の営業日であっても、以下に該当する場合には、購入申込みの受け付けは行いません。

- ・ニューヨーク、ケイマン、ルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日
- ・ニューヨーク、ケイマン、ルクセンブルグの証券取引所のいずれかの休業日

\* 詳しくは販売会社にお問い合わせください。

##### (2)【換金（解約）手数料】

該当事項はありません。

##### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.735%<sup>\*</sup>（税抜0.7%）を乗じて得た額とし、その配分（税抜）は次のとおりです。

\* 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年率0.756%となります。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.25%	年率0.4%	年率0.05%

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間終了日または信託終了のとき信託財産中から支払います。

## (4) 【その他の手数料等】

信託財産で間接的にご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金
毎日	報酬	下記、信託報酬および運用報酬等の合計：1.385% <sup>*</sup> （税抜1.35%）程度 <sup>*</sup> 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年率約1.406%となります。
		信託報酬 純資産総額に対して年率0.735% <sup>*</sup> （税抜0.7%） 配分（税抜） 委託会社 年率0.25% 販売会社 年率0.4% 受託会社 年率0.05% <sup>*</sup> 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年率0.756%となります。
		運用報酬等 <CSGTTAAファンドにかかる費用> ・運用報酬：年率約0.035% ・投資顧問報酬：年率約0.50% ・受託費用：年率約0.015% （最小1万5千米ドル、最大3万米ドル） ・事務管理費用：年率約0.09% ・保管費用：年率約0.01% （いずれもCSGTTAAファンドの運用資産総額に対する率） その他、運用報酬等に加え、純資産価格がハードルバリュ <sup>*1</sup> を上回った場合に、その超過額の20%程度に発行済み受益権口数を乗じた金額が、成功報酬として別途かかります。
	監査費用	信託財産の財務諸表の監査に要する費用(上限年間147万円 <sup>*</sup> （税抜140万円）) <sup>*</sup> 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、上限年間151.2万円となります。
随時	その他の費用	・有価証券・デリバティブ等の取引の手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国証券を外国で保管する場合の費用 ・一部解約に伴い立替を受ける場合や借入を行う場合の利息 ・外国投資信託等の監査費用および弁護士費用等 （その他の費用には、投資対象とする外国投資信託等にかかるものを含まず。）

注) 信託報酬および監査費用は、毎計算期間終了日または信託終了のとき信託財産中から支払います。

運用報酬等および監査費用は将来的に変更される場合があります。

\*1 ハードルバリュとは、計算日とその前計算日の加重平均したCSGTTAAファンドの買付け価格にハードルレート・インデックス<sup>\*2</sup>を乗じたものです。

\*2 ハードルレート・インデックスとは、計算日の前四半期の最終営業日の1ヵ月円LIBORを、計算日の前四半期の最終営業日から計算日までの日数を考慮して指数化したものです。

・税制が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

・商品内容を十分にご理解のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

・上記の「その他の費用」および購入から換金または償還までの間にご負担いただく費用と税金の合計額は、運用状況、資産規模および保有期間等により異なるため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。

## (5) 【課税上の取扱い】

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

## a. 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料（消費税等相当額込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## b. 収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額に対して、以下のとおりとなります。

・当該受益者の個別元本と同額または上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。

・当該受益者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）、収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

## c. 個人の受益者に対する課税

## イ．収益分配金に対する課税

普通分配金については配当所得として、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）<sup>\*</sup>の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。または、確定申告を行い、申告分離課税ないし総合課税を選択することもできます。

<sup>\*</sup> 平成26年1月1日からは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となる予定です。

## ロ．解約金または償還金に対する課税

解約時または償還時の差益（解約時または償還時の価額から購入したときの費用（購入時手数料および消費税相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得として、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）<sup>\*</sup>の税率により、申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収あり）の場合は、源泉徴収され申告は不要です。

<sup>\*</sup> 平成26年1月1日からは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となる予定です。

## ハ．損益通算について

解約時または償還時の損失については、上場株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した場合の配当所得との通算が可能となります。なお、損益通算により控除しきれなかった損失については、繰越控除の対象となります。

## d．法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに解約時または償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）<sup>\*</sup>の税率で源泉徴収されます。地方税の特別徴収はありません。

なお、所得税額控除制度の適用があります。受取配当等の益金不算入制度の適用はありません。

<sup>\*</sup> 平成26年1月1日からは15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となる予定です。

なお、販売会社に対する買取請求による換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<sup>\*</sup> 上記は平成25年9月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】（平成25年8月末日現在）

資産の種類		時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	3,667,856,368	98.78
投資証券	ルクセンブルグ	1,114,994	0.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		44,301,945	1.19
合計（純資産総額）		3,713,273,307	100.00

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## (2)【投資資産】（平成25年8月末日現在）

## 【投資有価証券の主要銘柄】

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託 受益証券	CSGTAA ファンド	387,068	9,458	3,660,889,144	9,476	3,667,856,368	98.78
ルクセン ブルグ	投資証券	アバディーン・リクイ ディティ・ファンド (ルクス)米ドル	10	111,491.80	1,114,918	111,499.40	1,114,994	0.03

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率です。

## （種類別投資比率）

種 類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.78
投資証券	0.03
合 計	98.81

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する種類の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## （３）【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成25年8月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間終了日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たりの純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
1期（平成18年8月21日）	1,200	1,215	10,000	10,130
2期（平成19年2月20日）	3,553	3,677	10,068	10,418
3期（平成19年8月20日）	11,463	12,200	10,109	10,759
4期（平成20年2月20日）	15,563	16,338	10,041	10,541
5期（平成20年8月20日）	24,452	24,574	10,050	10,100
6期（平成21年2月20日）	14,900	14,915	9,676	9,686
7期（平成21年8月20日）	14,351	14,367	9,505	9,515
8期（平成22年2月22日）	13,443	-	9,349	-
9期（平成23年2月20日）	12,118	-	9,781	-
10期（平成23年2月21日）	11,225	11,338	9,978	10,078
11期（平成23年8月22日）	10,979	11,034	9,936	9,986
12期（平成24年2月20日）	6,251	6,283	10,003	10,053
13期（平成24年8月20日）	5,501	5,528	9,912	9,962
14期（平成25年2月20日）	5,361	-	9,660	-
15期（平成25年8月20日）	3,932	-	9,362	-
平成24年8月末日	5,493	-	9,899	-
平成24年9月末日	5,414	-	9,756	-
平成24年10月末日	5,342	-	9,626	-
平成24年11月末日	5,377	-	9,690	-
平成24年12月末日	5,333	-	9,611	-
平成25年1月末日	5,362	-	9,663	-
平成25年2月末日	5,315	-	9,577	-
平成25年3月末日	4,088	-	9,619	-
平成25年4月末日	4,071	-	9,581	-
平成25年5月末日	3,994	-	9,510	-
平成25年6月末日	3,983	-	9,484	-
平成25年7月末日	3,931	-	9,360	-

平成25年8月末日	3,713	-	9,377	-
-----------	-------	---	-------	---

## 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
1期	130
2期	350
3期	650
4期	500
5期	50
6期	10
7期	10
8期	0
9期	0
10期	100
11期	50
12期	50
13期	50
14期	0
15期	0

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
1期	1.3
2期	4.2
3期	6.9
4期	4.3
5期	0.6
6期	3.6
7期	1.7
8期	1.6
9期	4.6
10期	3.0
11期	0.1
12期	1.2
13期	0.4
14期	2.5
15期	3.1

## (4) 【設定及び解約の実績】

(単位：口)

	設定口数	解約口数	発行済口数
1期	120,000	-	120,000
2期	733,000	500,000	353,000
3期	947,000	166,000	1,134,000
4期	889,000	473,000	1,550,000
5期	933,000	50,000	2,433,000
6期	7,000	900,000	1,540,000
7期	-	30,000	1,510,000
8期	-	72,000	1,438,000
9期	-	199,000	1,239,000
10期	-	114,000	1,125,000
11期	-	20,000	1,105,000
12期	-	480,000	625,000
13期	-	70,000	555,000
14期	-	-	555,000
15期	-	135,000	420,000

(注1) 1期の設定口数には、当初申込期間中の設定口数が含まれます。

(注2) 設定口数、解約口数はすべて本邦内におけるものです。

(参考)

# 運用実績

2013年8月末日現在

## 基準価額・純資産の推移



## 分配金の推移

基準価額	純資産総額
9,377円	37.1億円

決算日	分配金
第11期 2011年8月	50円
第12期 2012年2月	50円
第13期 2012年8月	50円
第14期 2013年2月	0円
第15期 2013年8月	0円
設定来累計	1,950円

\*上記分配金は一万口当たり、税引前です。

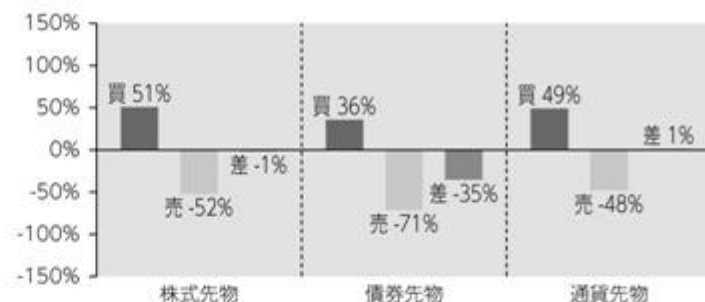
## 主要な資産の状況

ファンド組入状況	投資比率
CS GTAAファンド	98.78%
アバディーン・リクイディティ・ファンド(ルクス)米ドル	0.03%
現預金	1.19%
合計	100.00%

### [CS GTAA ファンド投資状況]

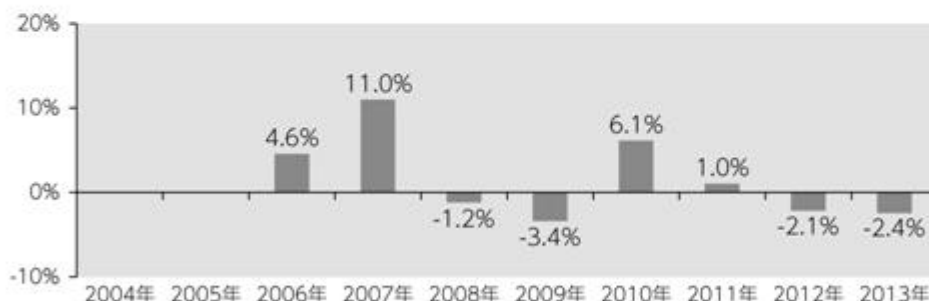
現物資産	実質投資比率
日本短期国債	78.03%
現金	3.16%
証拠金	17.58%
合計	98.78%

### [先物資産の実質投資比率]



\*当ファンドの主要投資対象である[CS GTAAファンド]に関するものです。  
 \*実質投資比率は、[CS GTAAファンド]の投資比率に基づき算出した実質ベースの数値です。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



\*当ファンドにベンチマークはありません。  
 \*当ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資して算出しております。  
 \*2006年は設定時から同年12月末まで、および2013年は年初から8月末までの騰落率を表示しております。

・上記のデータは過去の実績であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。  
 ・最新の運用実績の一部は、委託会社のホームページで閲覧できます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### a. 購入申込方法

午後3時までに購入申込みが行われ、かつ当該購入申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には購入申込みの受付は行いません。（後記「申込不可日」参照）

#### b. 申込単位（購入単位）

5,000口以上1,000口単位とします。

#### c. 購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

#### d. 購入代金支払日

販売会社が別に定める日までに購入代金を販売会社に支払うものとします。

#### e. 購入申込時の振替口座簿について

購入申込者は販売会社に、購入申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、購入代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

### 2【換金（解約）手続等】

#### a. 換金方法

午後3時までに換金申込みが行われ、かつ当該申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には換金申込みの受付は行いません。（後記「申込不可日」参照）

#### b. 換金単位

1,000口単位

#### c. 換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

#### d. 換金における制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える換金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える換金申込みの受付時間に制限を設ける場合があります。

#### e. 換金代金支払日

原則として換金申込受付日より起算して6営業日目から販売会社において支払います。

#### f. 換金時の振替口座簿について

換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の換金申込みに係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

#### 「申込不可日」

販売会社の営業日であっても、以下に該当する場合には、購入申込みの受付は行いません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨーク、ケイマン、ルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日
- ・ニューヨーク、ケイマン、ルクセンブルグの証券取引所のいずれかの休業日

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

- 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金・その他の資産をいいます。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。投資対象である外国投資信託等については、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。



- b. 基準価額は毎営業日計算し、原則として、翌日の日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄の〔アバディーン〕に、略称「G T A A」として掲載されます。また、販売会社または次の照会先でもお知らせいたします。

〔照会先〕 アバディーン投信投資顧問株式会社

お問い合わせ窓口 03-4578-2251

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)

インターネット・ホームページ <http://www.aberdeen-asset.co.jp/>

- c. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- d. 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金<sup>\*1</sup>は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等<sup>\*2</sup>に応じて計算されるものとします。

\*1「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加設定のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

\*2「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

## (2) 【保管】

該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

平成18年6月30日以降、無期限とします。ただし、「(5) その他 a. 償還条件」に該当する場合は、信託契約を解約し信託を終了させることができます。

## (4) 【計算期間】

原則として、毎年2月21日から8月20日まで、8月21日から翌年2月20日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

## (5) 【その他】

### a. 償還条件

委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部解約により、残存口数が10万口を下回ることとなった場合、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託会社は、監督官庁に届出する前に、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、当該手続きは適用されません。

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「b. 信託約款の変更」において信託約款の変更をしないこととした場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託約款を解約し、信託を終了させます。

**b. 信託約款の変更**

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、監督官庁に届出する前に、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下回らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。また、監督官庁の命令に基づいて、この信託約款を変更する場合は、上記の手続きにしたがいます。

**c. 公告**

日本経済新聞に掲載します。

**d. 運用報告書**

委託会社は、当ファンドの計算期間終了時および償還時に運用報告書を作成し、受益者に対し、販売会社を通じて交付します。

**e. 関係法人との契約の更新等に関する手続**

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に関する業務の内容、一部解約に関する事務の内容、およびこれらに関する手続き等についての契約の有効期間は1年間とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長され、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

**f. 委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い**

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

**4【受益者の権利等】**

受益者の有する主な権利は次の通りです。

**a. 収益分配金に対する請求権**

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後、1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日）までに毎計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とし、）に支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

**b. 償還金に対する請求権**

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日）までに信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とし、）に支払いを開始します。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

**c. 一部解約（換金）請求権**

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。

換金申込受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

## d . 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

## e . 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しています。
- (2)当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しています。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期計算期間（平成25年2月21日から平成25年8月20日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けています。

## 1【財務諸表】

## 【クレディ・スイスG T A Aファンド】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第14期 (平成25年2月20日現在)	第15期 (平成25年8月20日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	126,866,055	58,975,125
投資信託受益証券	5,253,888,640	3,887,881,144
投資証券	1,060,525	1,107,550
未収利息	173	48
流動資産合計	5,381,815,393	3,947,963,867
資産合計	5,381,815,393	3,947,963,867
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	1,422,868	1,084,579
未払委託者報酬	18,497,288	14,099,482
その他未払費用	682,500	682,500
流動負債合計	20,602,656	15,866,561
負債合計	20,602,656	15,866,561
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	*1 5,550,000,000	*1 4,200,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	*2 188,787,263	*2 267,902,694
(分配準備積立金)	69,743,078	52,777,719
元本等合計	5,361,212,737	3,932,097,306
純資産合計	5,361,212,737	3,932,097,306
負債純資産合計	5,381,815,393	3,947,963,867

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第14期		第15期	
	自	平成24年 8 月21日 至 平成25年 2 月20日	自	平成25年 2 月21日 至 平成25年 8 月20日
営業収益				
受取利息		22,873		18,901
有価証券売買等損益		119,564,342		127,343,393
為替差損益		159,221		45,622
営業収益合計		119,382,248		127,278,870
営業費用				
受託者報酬		1,422,868		1,084,579
委託者報酬		18,497,288		14,099,482
その他費用		682,500		682,500
営業費用合計		20,602,656		15,866,561
営業損失（ ）		139,984,904		143,145,431
経常損失（ ）		139,984,904		143,145,431
当期純損失（ ）		139,984,904		143,145,431
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		-		18,106,537
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		48,802,359		188,787,263
剰余金増加額又は欠損金減少額		-		45,923,463
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		45,923,463
剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		*1 -		*1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		188,787,263		267,902,694

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法  
投資信託受益証券および投資証券  
移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項  
外貨建取引等の処理基準  
外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

## (貸借対照表に関する注記)

第 14 期 (平成25年 2月20日現在)	第 15 期 (平成25年 8月20日現在)
*1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額 期首元本額 5,550,000,000円 期中追加設定元本額 - 円 期中一部解約元本額 - 円	*1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額 期首元本額 5,550,000,000円 期中追加設定元本額 - 円 期中一部解約元本額 1,350,000,000円
*2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は188,787,263円であります。	*2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は267,902,694円であります。
3 計算期間末日における受益権の総数 555,000口	3 計算期間末日における受益権の総数 420,000口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 14 期 自 平成24年 8月21日 至 平成25年 2月20日	第 15 期 自 平成25年 2月21日 至 平成25年 8月20日
*1 分配金の計算過程 費用控除後の配当等収益額 0円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 収益調整金額 4,254,114円 分配準備積立金額 69,743,078円 当ファンドの分配対象収益額 73,997,192円 当ファンドの期末残存口数 555,000口 1口当たり収益分配対象額 133.32円 1口当たり分配金額 0円 収益分配金金額 0円	*1 分配金の計算過程 費用控除後の配当等収益額 0円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 収益調整金額 3,219,279円 分配準備積立金額 52,777,719円 当ファンドの分配対象収益額 55,996,998円 当ファンドの期末残存口数 420,000口 1口当たり収益分配対象額 133.32円 1口当たり分配金額 0円 収益分配金金額 0円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

第 14 期 自 平成24年 8月21日 至 平成25年 2月20日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、金融商品を投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドは外国投資信託および外国投資証券を主要投資対象として運用を行うため、当該外国投資信託および外国投資証券にかかるリスクは、当ファンドに影響を及ぼします。 投資対象とする金融商品は、金利変動、為替変動等に伴う市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、取締役会が決定したリスク管理に関するリスク・マネジメント・ポリシーに基づき、ファンドのパフォーマンス、運用リスクの分析管理、その他各種リスクの管理を、運用部から独立したリスク管理部門が行っております。また、定期的に運用リスク委員会を開催し、各プロダクトのパフォーマンスとそのリスクの管理・分析に関する審議を行っております。
-------------------	--

第 15 期 自 平成25年 2月21日 至 平成25年 8月20日 同上
--

## 金融商品の時価等に関する事項

## 1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第14期(平成25年2月20日現在)

貸借対照表計上額は原則として期末の時価で計上しているため、その差額はありません。

第15期(平成25年8月20日現在)

同上

## 2. 金融商品時価の算定方法及び有価証券に関する事項

## (1) 有価証券以外の金融商品

第14期(平成25年2月20日現在)

有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。

第15期(平成25年8月20日現在)

同上

## (2) 有価証券

第14期(平成25年2月20日現在)

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	118,792,960円
投資証券	1,918円
合 計	118,791,042円

第15期(平成25年8月20日現在)

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	111,810,496円
投資証券	1,403円
合 計	111,809,093円

(注) 時価の算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

## 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

第14期(平成25年2月20日現在)

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

第15期(平成25年8月20日現在)

同上

## 4. 金銭債権及び満期のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)の決算日後の償還予定額

第14期(平成25年2月20日現在)

貸借対照表に計上している金銭債権はその全額が1年以内に償還されます。

第15期(平成25年8月20日現在)

同上



## （有価証券に関する注記）

「金融商品に関する注記 金融商品の時価等に関する事項」に記載されております。

## （関連当事者との取引に関する注記）

第14期(自 平成24年 8月21日 至 平成25年 2月20日)

該当事項はありません。

第15期(自 平成25年 2月21日 至 平成25年 8月20日)

該当事項はありません。

## （1口当たり情報に関する注記）

第 14 期 (平成25年 2月20日現在)		第 15 期 (平成25年 8月20日現在)	
1口当たりの純資産額	9,660円	1口当たりの純資産額	9,362円

## （4）【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券（平成25年 8月20日現在）

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	口数	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	C S G T A Aファンド		411,068	3,887,881,144	
	計	銘柄数：	1	411,068	3,887,881,144	
		組入時価比率：	98.9%		100.0%	
投資証券	米ドル	アバディーン・リクイディティ・ファン ド（ルクス）米ドル*		10	11,335.08	
	計	銘柄数：	1	10	11,335.08	
					(1,107,550)	
		組入時価比率：	0.0%		100.0%	
合計					3,888,988,694	
					(1,107,550)	

(注)通貨種類毎の計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

(注)合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各計欄の合計金額に対する比率であります。

\* 当ファンドの投資対象は「アバディーン・リクイディティ・ファンド（ルクス）米ドル」のユニットのうち、クラスZ - 2です。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## （参考情報）

当ファンドは、「CSG TAAファンド」の投資信託受益証券および「アバディーン・リクイディティ・ファンド（ルクス）米ドル」の投資証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」および「投資証券」は、すべて投資対象である上記証券です。

なお、同証券の状況は以下のとおりです。

## 1. 「CSG TAAファンド」の状況

以下に記載した情報は、委託会社が同投資信託の管理会社であるS M B Cニッコウ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エイからの情報に基づき、平成25年3月末日現在の状況を併記したものです。従って、現地の法律に基づいて作成された正式な財務諸表とは、同一の様式ではありません。

当ファンドは主にNKND TRADING LIMITEDという投資有価証券に投資しているため、組入資産であるNKND TRADING LIMITEDの状況を併せて記載しています。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

## 信託財産の状況（平成25年3月末日現在）

区分	金額
資産	円
投資有価証券	4,033,306,907
資産合計	4,033,306,907
負債	
未払投資顧問料	439,663
未払委託者報酬	7,416,246
未払受託者報酬	345,399
未払監査報酬等	3,113,858
その他未払費用	205,335
負債合計	11,520,501
純資産額	4,021,786,406

## 損益計算書（平成24年10月1日から平成25年3月28日まで）

区分	金額
投資収益	円
投資有価証券売買損益	113,616,646
為替差損益	3,204
投資有価証券評価差損	191,900,075
投資収益合計	78,286,633
費用	
投資顧問料	902,073
委託者報酬	15,216,008
受託者報酬	680,044
監査報酬	1,701,582
その他費用	1,001,931
費用合計	19,501,638
損益金	97,788,271

## 組入資産の明細

## 投資有価証券（平成25年3月末日現在）

通貨	銘柄名	株数	評価単価	評価額
円	NKND TRADING LIMITED	299,027	13,488.0904	4,033,306,907

## 1口当たり情報

（平成25年3月末日現在）	
1口当たり純資産額	9,692円

## CS GTAAファンドが投資対象とするNKND TRADING LIMITEDの状況

## 信託財産の状況(平成25年3月末日現在)

区分	金額
資産	円
投資有価証券	3,199,670,052
銀行預金	808,995,570
資産合計	4,008,665,622
負債	
評価損益(先物取引)	24,641,286
負債合計	24,641,286
純資産額	4,033,306,908

## 組入資産の明細

## 投資有価証券(平成25年3月末日現在)

種類	通貨	銘柄名	券面総額	評価額
			円	円
国債証券	JPY	JAPAN T-BILL 0 07MAY13 SER342	700,000,000	699,942,333
国債証券	JPY	JAPAN T-BILL 0 20MAY13 SER345	2,500,000,000	2,499,727,719
合計	-	-	3,200,000,000	3,199,670,052

## 先物取引(平成25年3月末日現在)

銘柄名	通貨	売買	枚数	評価額	評価損益
<Futures on currencies>					
AUSTRALIAN DOLLAR.IMM.JUN13	USD	買	67	654,860,449	9,365,961
CANADIAN DOLLAR.IMM.JUN13	USD	売	9	83,204,980	970,531
EURO CURRENCY.IMM.JUN13	USD	売	20	300,808,376	4,337,857
JAPANESE YEN.IMM.JUN13	USD	売	9	112,277,162	1,990,955
MEX PESO.IMM.JUN13	USD	買	69	261,355,224	1,163,747
NEW B-POUND.IMM.JUN13	USD	売	73	649,476,163	8,890,461
NEW ZEALAND DOLLAR.IMM.JUN13	USD	買	56	438,910,063	5,810,965
SWISS FRANC.IMM.JUN13	USD	買	6	74,103,068	679,537
US DLR INDEX.FINEX.JUN13	USD	買	26	204,149,245	620,349
			-	-	8,767,395
<Futures on interest rates>					
AUSTR.10YT-BD					
6pc.SFE.JUN13.140100	AUD	売	56	538,348,250	8,006,854
AUSTR.3YT-BD 6pc.SFE.JUN13.140100	AUD	売	48	459,487,822	2,236,775
CANADA GOV BOND.ME.JUN13	CAD	売	51	637,552,657	4,485,484
EURO BOBL.EUREX.JUN13	EUR	買	22	335,089,238	2,499,912
EURO BTP FUTURE.EUREX.JUN13	EUR	買	22	286,196,179	2,295,690
EURO BUND.EURX.JUN13	EUR	買	67	1,171,251,842	11,619,008
EURO BUXL.30Y BND.EUREX.JUN13	EUR	買	9	147,039,566	1,958,124
SCHATZ.EUREX.JUN13	EUR	買	63	838,709,367	773,638
GILT.LIFFE.JUN13	GBP	買	57	967,476,015	16,227,733
JAPAN 10YR JGB.TSE.JUN13	JPY	買	8	1,166,880,000	3,280,000
US T-BONDS.CBT.JUN13	USD	売	2	27,216,780	576,576
US T-NOTES 10YR.CBT.JUN13	USD	買	23	286,064,483	1,962,126
US T-NOTES 2YR.CBT.JUN13	USD	買	55	1,141,298,565	44,114
US T-NOTES 5YR.CBT.JUN13	USD	買	31	362,310,888	1,008,387
US ULTRA BOND.CBT.JUN13	USD	売	2	29,781,959	673,652
			-	-	21,098,011
<Futures on stock indices>					
SPI 200.SFE.JUN13	AUD	買	14	170,759,587	4,385,754
S+P/TSE60 INDEX.ME.JUN13	CAD	売	4	53,636,956	703,605

銘柄名	通貨	売買	枚数	評価額	評価損益
SWISS INDEX.EUREX.JUN13	CHF	売	21	158,838,619	2,144,186
AMSTERDAM INDEX.EOE.APR13	EUR	売	2	16,599,612	221,039

CAC 40.MONEP.APR13	EUR	買	11	49,071,452	1,413,934
DAX INDEX.EUREX.JUN13	EUR	売	2	46,892,888	1,165,264
EURO STOCK INDEX DJ.EURX.JUN13	EUR	売	50	153,046,085	4,740,343
FTSE/MIB INDEX.MLN.JUN13	EUR	売	5	45,334,196	1,786,939
IBEX 35.MEFF.APR13	EUR	買	4	37,733,908	2,389,633
FTSE INDEX 100.LIFFE.JUN13	GBP	買	57	514,410,904	5,976,349
HANG SENG H-SHARES.HK.APR13	HKD	売	2	13,199,106	129,747
HANG SENG INDEX.HK.APR13	HKD	買	3	40,590,435	218,267
NIKKEI INDEX 225.OSE.JUN13	JPY	売	1	12,400,000	420,000
TOPIX.TSE.JUN13	JPY	買	6	62,430,000	660,000
IPC INDEX MEX BOLSA.MDX.JUN13	MXN	買	21	70,647,250	497,047
OMXS30.EDX.APR13	SEK	買	42	71,693,673	147,427
MSCI SING IX ETS.SGX.APR13	SGD	買	10	56,499,982	1,045,734
DJIA MINI 5.CBT.JUN13	USD	買	13	88,385,700	161,869
E-MINI NASDAQ.IMM.JUN13	USD	売	10	52,734,424	282,404
E-MINI S+P.IMM.JUN13	USD	買	77	564,196,916	3,595,014
MIDCAP 400 E-MINI.IMM.JUN13	USD	売	6	64,608,612	635,411
MSCI EAFE NYL.LIFFE.JUN13	USD	売	5	38,887,166	96,488
MSCI EMERGING MKTS MINI.CBT.JUN13	USD	売	30	144,887,877	407,134
RUSSEL 2000 MINI.ICE.JUN13	USD	売	4	35,669,632	425,960
S+P CNX NIFTY.SGX.APR13	USD	買	52	56,018,606	477,076
TAIWAN INDEX MSCI.SGX.APR13	USD	買	29	76,792,504	556,336
FTSE JSE TOP40.SAF.JUN13	ZAR	買	40	144,507,057	1,516,718
合計			-	-	5,224,120
総合計			-	-	24,641,286

## 2. 「アバディーン・リクイディティ・ファンド（ルクス）米ドル」の状況

以下に記載した情報は、委託会社が同証券の管理事務代行会社であるアバディーン・グローバル・サービズ・エス・エイからの情報に基づき、平成24年9月末日の状況を併記したものです。従って、現地の法律に基づいて作成された正式財務諸表とは、同一の様式ではありません。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

## 信託財産の状況

(平成24年9月末日現在)

区分	金額
資産	千米ドル
投資有価証券	1,853,847
預金	654,212
未収利息	400
未収追加設定金	2,416
その他	472
資産合計	2,511,347
負債	
未払費用	1,720
未払解約金	1,127
その他	1,913
負債合計	4,760
純資産額	2,506,587

## 損益計算書

(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)

区分	金額
投資収益	千米ドル
投資有価証券評価差損益	294
受取利息	5,347
預金利息	773
投資収益合計	6,414
費用	
委託者報酬	2,371
管理報酬	190
監査報酬等	278
その他費用	485
費用合計	3,324
損益金	3,090

## 組入資産の明細

## 投資有価証券

(平成24年9月末日現在)

銘柄名	償還日/満期日	額面金額	評価額
<債券>			千米ドル
Commonwealth Bank of Australia	19/03/2013	19,574,000	19,613
FMS Wertmanagement (EMTN)	25/04/2013	10,000,000	10,004
Landeskreditbank Baden Wuerttemberg (EMTN)	24/06/2013	18,500,000	18,510
Nederlandse Waterschapsbank (EMTN)	01/03/2013	30,000,000	29,995
NRW Bank (EMTN)	21/05/2013	4,500,000	4,507
Westpac Banking Corp (FRN)	08/04/2013	10,000,000	10,024
合計			92,653
<マネー・マーケット>			千米ドル
Allianz	28/02/2013	50,000,000	49,888
Aviva	26/10/2012	37,500,000	37,490
Aviva	23/11/2012	65,000,000	64,955
Bank Of Western Australia	15/10/2012	54,300,000	54,292

銘柄名	償還日/満期日	額面金額	評価額
Barclays Bank	27/02/2013	40,000,000	39,818
BNP Paribas	16/09/2013	37,500,000	37,500
BNP Paribas	02/11/2012	50,000,000	49,977

BPCE	11/10/2012	50,000,000	49,992
BPCE	11/12/2012	50,000,000	49,953
Caisse des Depots et Consignation	08/11/2012	40,000,000	39,985
Deutsche Bahn	05/12/2012	40,000,000	39,983
DZ Privatbank	28/11/2012	50,000,000	49,955
FMS Wertmanagement	28/02/2013	50,000,000	49,898
Kiwibank	17/12/2012	50,000,000	49,964
Landeskreditbank Baden Wuerttemberg	13/11/2012	34,000,000	33,990
Landeskreditbank Baden Wuerttemberg	23/11/2012	40,500,000	40,483
Macquarie Bank	23/10/2012	50,000,000	49,980
Maquarie Bank	25/03/2013	50,000,000	49,841
Mitsubishi UFJ Trust And Banking	16/10/2012	50,000,000	49,992
Nationwide Building Society	27/11/2012	50,000,000	49,949
Nationwide Building Society	13/12/2012	30,000,000	29,976
Norinchukin Bank	23/11/2012	50,000,000	49,972
Pohjola Bank	19/12/2012	31,000,000	30,955
Pohjola Bank	07/01/2013	14,000,000	13,972
Pohjola Bank	10/10/2012	10,000,000	9,999
Pohjola Bank	28/01/2013	18,000,000	17,961
Pohjola Bank	04/03/2013	11,000,000	10,973
Pohjola Bank	11/03/2013	15,500,000	15,461
Pohjola Bank	07/03/2013	7,600,000	7,577
Province Of Quebec	30/10/2012	75,000,000	74,987
SBAB Statens Bostadsfinansier	26/10/2012	77,000,000	76,969
SBAB Statens Bostadsfinansier	23/01/2013	10,000,000	9,977
Skandinaviska Enskilda Banken	31/10/2012	80,000,000	79,977
SNCF	24/10/2012	40,000,000	39,988
Societe Generale	18/01/2013	25,000,000	24,959
Societe Generale	15/10/2012	25,000,000	24,994
Societe Generale	06/09/2013	25,000,000	24,727
Standard Chartered Bank	02/10/2012	55,000,000	54,999
Standard Chartered Bank	07/01/2013	25,000,000	24,952
Suncorp Metway	05/10/2012	40,000,000	39,998
Wells Fargo Bank	19/11/2012	40,000,000	40,000
Wells Fargo Bank	26/11/2012	40,000,000	40,000
Zurich Finance	11/10/2012	10,000,000	9,999
Zurich Finance	26/11/2012	50,000,000	49,959
Zurich Finance	21/12/2012	20,000,000	19,978
合計			1,761,194
総合計			1,853,847

## 1口当たり情報

(平成24年9月末日現在)

1口当たり純資産額 1,130.54米ドル

注) 当ファンドが投資対象としている「アバディーン・リクイディティ・ファンド(ルクス)米ドル」のユニットのうち、クラスZ-2の1口当たり純資産額です。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】（平成25年8月末日現在）

資産総額	3,939,720,698 円
負債総額	226,447,391 円
純資産総額（ - ）	3,713,273,307 円
発行済数量	396,000 口
1口当たり純資産額（ / ）	9,377 円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換手続き等  
名義書換は行われません。
2. 受益者等に対する特典  
該当事項はありません。
3. 譲渡制限の内容  
譲渡制限はありません。
4. 受益権の譲渡  
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。  
前記の申請がある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。  
前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
5. 受益権の譲渡の対抗要件  
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
6. 受益権の再分割  
委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
7. 償還金  
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者として）に支払います。
8. 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて  
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### a. 資本金の額（平成25年9月末日現在）

資本金	： 2,980.4百万円
発行する株式の総数	： 320,000株
発行済株式の総数	： 308,064株

##### 最近5年間における資本金の額の増減

平成23年8月3日	： 資本金を2,090.4百万円から2,480.4百万円に増資
平成25年3月25日	： 資本金を2,480.4百万円から2,980.4百万円に増資

##### b. 委託会社の機構

###### 経営の意思決定機構

取締役を株主総会において選任します。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役の中から5名以内の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から取締役社長を選定します。取締役会は、取締役の中から取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。

取締役会は取締役社長が招集し、議長となります。取締役社長がこれを招集することができずまたはこれを招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までにこれを発します。全取締役および監査役の同意があるときは、招集通知を省略しまたは招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

###### 運用の意思決定機構

ファンドの信託約款等に定められている運用の基本方針に基づき、「投資政策委員会」において審議、決定される運用方針に沿って、運用部門が原則的に運用の指図を行います。

「投資政策委員会」は以下のように運営されています。

###### < 構成 >

各ファンド運用責任者をもって構成します。

###### < 開催 >

原則として月1回開催します。

###### < 審議事項 >

次に定める事項等を審議、承認または必要に応じて決定を行います。

- ・ファンドの運用方針の策定
- ・ファンドの運用方針の変更
- ・その他上記に準ずる事項

###### < その他 >

審議方法、議事録、通知等および事務局を投資政策委員会の規則により定めます。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年9月末日現在、委託会社が運用する投資信託は21本であり、その純資産総額の合計は266,223百万円です。（ただし、親投資信託を除きます。）



### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表の作成方法について

委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表に記載してある金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### 2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自平成23年10月1日 至平成24年9月30日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：千円 )

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当事業年度 (平成24年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	762,507	591,888
立替金	867	368
前払金	10	19
前払費用	8,434	11,665
未収入金	30,352	15,253
未収委託者報酬	125,258	120,821
未収投資助言報酬	30,000	30,900
未収運用受託報酬	9,449	-
流動資産合計	966,881	770,917
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	* 1 11,500	* 1 -
器具備品	* 1 29,733	* 1 -
有形固定資産合計	41,234	-
無形固定資産		
ソフトウェア	245	-
無形固定資産合計	245	-
投資その他の資産		
長期差入保証金	48,054	48,075
その他投資等	952	952
貸倒引当金（投資等）	752	752
投資その他の資産合計	48,254	48,276
固定資産合計	89,733	48,276
資産合計	1,056,615	819,193
<b>負債の部</b>		
流動負債		
預り金	6,189	8,307
未払金	237,640	115,149
未払償還金	50,400	13,342
未払手数料	53,497	41,285
未払委託調査費	115,673	47,596
その他未払金	18,069	12,924
未払費用	37,643	130,198
未払法人税等	7,340	6,722
未払消費税等	14,920	7,812
賞与引当金	105,062	152,440
流動負債合計	408,797	420,630
固定負債		
退職給付引当金	44,126	60,416
役員退職慰労引当金	2,704	4,633
固定負債合計	46,831	65,050
負債合計	455,628	485,680

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当事業年度 (平成24年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,480,400	2,480,400
資本剰余金		
資本準備金	1,847,936	1,847,936
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,727,349	3,994,822
株主資本合計	600,986	333,513
純資産合計	600,986	333,513
負債・純資産合計	1,056,615	819,193

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)	当事業年度 (自平成23年10月1日 至平成24年9月30日)
営業収益		
委託者報酬	1,431,972	1,245,432
投資助言報酬	120,000	123,600
運用受託報酬	17,975	8,065
その他営業収益	122,213	169,014
営業収益計	1,692,161	1,546,111
営業費用		
支払手数料	551,227	404,261
広告宣伝費	9,499	11,023
公告費	1,130	1,130
調査費	10,009	8,728
委託調査費	215,983	270,373
委託計算費	156,684	149,374
通信費	3,274	3,012
印刷費	21,281	17,379
協会費	2,827	2,844
営業費用計	971,919	868,129
一般管理費		
役員報酬	* 1 57,426	* 1 48,553
給料・手当	348,274	352,606
賞与	7,514	13,383
交際費	4,096	1,708
旅費交通費	22,612	13,062
租税公課	14,355	11,550
不動産賃借料	63,947	57,533
退職給付費用	36,590	34,234
役員退職給付費用	612	612
役員退職慰労引当金繰入	1,256	1,928
賞与引当金繰入	92,190	139,535
固定資産減価償却費	11,634	10,892
事務委託費	85,142	* 2 163,178
諸経費	103,559	92,896
一般管理費計	849,214	941,678
営業損失	128,972	263,695
営業外収益		
受取利息	55	97
有価証券運用益	1,097	-
時効成立償還金	-	35,224
その他	3,249	16
営業外収益計	4,401	35,338
営業外費用		
支払利息	136	-
貸倒引当金繰入	200	-
固定資産除却損	-	270
為替差損	6,814	3,462
営業外費用計	7,150	3,733
経常損失	131,722	232,090

	前事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)	当事業年度 (自平成23年10月1日 至平成24年9月30日)
特別損失		
減損損失	-	* 3 34,172
役員退職慰労金	40,007	-
特別損失計	40,007	34,172
税引前当期純損失	171,729	266,263
法人税、住民税及び事業税	1,210	1,210
当期純損失	172,939	267,473

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)	当事業年度 (自平成23年10月1日 至平成24年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,090,400	2,480,400
当期変動額		
新株発行	390,000	-
当期変動額合計	390,000	-
当期末残高	2,480,400	2,480,400
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,847,936	1,847,936
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,847,936	1,847,936
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	3,554,410	3,727,349
当期変動額		
当期純利益	172,939	267,473
当期変動額合計	172,939	267,473
当期末残高	3,727,349	3,994,822
株主資本合計		
当期首残高	383,925	600,986
当期変動額		
新株発行	390,000	-
当期純利益	172,939	267,473
当期変動額合計	217,060	267,473
当期末残高	600,986	333,513
純資産合計		
当期首残高	383,925	600,986
当期変動額		
新株発行	390,000	-
当期純利益	172,939	267,473
当期変動額合計	217,060	267,473
当期末残高	600,986	333,513

## 重要な会計方針

区分	前事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)	当事業年度 (自平成23年10月1日 至平成24年9月30日)
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物附属設備 14年 器具備品 5年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の事業年度から一括して費用処理することとしております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(4) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同左</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(4) 貸倒引当金 同左</p>
3. 外貨建の資産及び負債の邦貨通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	<p>同左</p>
4. その他財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜式によっております。</p>	<p>消費税等の処理方法 同左</p>

## 重要な会計方針の変更

	前事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)	当事業年度 (自平成23年10月1日 至平成24年9月30日)
資産除去債務に関する会計基準等の適用	当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。この変更による当事業年度の損益に与える影響はありません。	

## 追加情報

	前事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)	当事業年度 (自平成23年10月1日 至平成24年9月30日)
会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用		当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当事業年度 (平成24年9月30日)
* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。		* 1 有形固定資産の減価償却累計額はございません。
建設附属設備	1,874千円	
器具備品	18,317千円	

## （損益計算書関係）

前事業年度 （自平成22年10月1日 至平成23年9月30日）	当事業年度 （自平成23年10月1日 至平成24年9月30日）						
<p>* 1 役員報酬の限度額</p> <p>取締役 年額 600,000千円以内</p> <p>監査役 年額 50,000千円以内</p>	<p>* 1 役員報酬の限度額 同左</p> <p>* 2 関係会社との取引高 営業取引による取引高 事務委託費 61,823千円</p> <p>* 3 固定資産の減損会計関連 当事業年度において、減損損失34,172千円を特別損失に計上しております。損失を認識した資産は以下のとおりです。</p> <p>用途：本店事務所 種類：器具備品、建物附属設備及びソフトウェア 場所：東京都港区</p> <p>( 1 ) 減損損失を認識するに至った経緯 営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっており、将来キャッシュフローの総額が対象資産の帳簿価額を下回ることから、減損損失を計上しました。</p> <p>( 2 ) 減損損失の金額</p> <table data-bbox="989 907 1364 1008"> <tr> <td>器具備品</td> <td>21,917千円</td> </tr> <tr> <td>建物附属設備</td> <td>12,016千円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>239千円</td> </tr> </table> <p>( 3 ) グループニングの方法 当社の事業用に供している有形固定資産及び無形固定資産については、全社で1つの資産グループとしております。</p> <p>( 4 ) 回収可能価額の算定方法等 正味売却価額により測定しており、備忘価額または処分価額としております。</p>	器具備品	21,917千円	建物附属設備	12,016千円	ソフトウェア	239千円
器具備品	21,917千円						
建物附属設備	12,016千円						
ソフトウェア	239千円						



## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成22年10月1日 至平成23年9月30日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首残高	増加	減少	当事業年度末残高
普通株式（株）	308,062	1	-	308,063

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項ありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項ありません。

## 4. 配当に関する事項

該当事項ありません。

当事業年度（自平成23年10月1日 至平成24年9月30日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首残高	増加	減少	当事業年度末残高
普通株式（株）	308,063	-	-	308,063

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項ありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項ありません。

## 4. 配当に関する事項

該当事項ありません。

## （リース取引関係）

該当事項はありません。

## （有価証券関係）

該当事項はありません。

## （デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

## （退職給付関係）

1. 採用している制度の概要：確定給付型退職一時金制度（キャッシュバランス型退職金）及び確定拠出企業型年金を設けております。

	前事業年度	当事業年度
	（平成23年9月30日）	（平成24年9月30日）
	千円	千円
2. 退職給付債務及びその内訳		
退職給付債務	44,126	60,416
退職給付引当金	44,126	60,416
3. 退職給付費用の内訳		
勤務費用	15,719	16,039
利息費用	334	522
数理計算上の差異の費用処理額	2,999	501
確定拠出年金に係る要拠出額	17,536	17,170
4. 退職給付債務の計算基礎		
割引率	1.30%	1.00%
退職給付見込額の期間配分方法	発生給付評価方式	発生給付評価方式
数理計算上の差異の処理年数	発生年度に一括費用処理	発生年度に一括費用処理

## （ストックオプション等関係）

該当事項はありません。

## （税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

	前事業年度	当事業年度
	（平成23年9月30日）	（平成24年9月30日）
	千円	千円
（繰延税金資産）		
未払費用否認	15,317	49,488
退職給付引当金損金不算入額	17,954	21,532
賞与引当金損金不算入額	37,512	53,021
貸倒引当金損金不算入額	306	268
役員退職慰労引当金損金不算入額	1,100	1,651
未払事業税	2,494	2,555
減価償却費損金算入限度超過額	456	354
減損損失		12,951
繰越欠損金	742,400	540,427
繰延税金資産小計	817,542	682,250
評価性引当額	817,542	682,250
繰延税金負債との相殺		
繰延税金資産計		

## （繰延税金負債）

該当ありません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当事業年度 (平成24年9月30日)
法定実効税率	40.7%	40.7%
(調整)		
評価性引当額	34.1%	4.5%
住民税均等割	0.7%	0.5%
交際費等永久に損金に算入されない金額	6.6%	3.0%
税率変更による影響額		33.2%
税効果適用後の法人税等の負担率	<u>0.7%</u>	<u>0.5%</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率の引き下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの間に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を40.69%から38.01%に変更し、平成27年10月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を40.69%から35.64%に変更しております。尚、この税率変更による、当事業年度末の繰延税金資産の純額及び法人税等調整額への影響はございません。

(持分法投資損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務)

重要性がないため、記載を省略しております。

## (セグメント情報等)

## [セグメント情報]

前事業年度（自平成22年10月1日 至平成23年9月30日）

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

前事業年度（自平成22年10月1日 至平成23年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	投資助言報酬	運用受託報酬	その他営業 収益	合計
外部顧客への売上高	1,431,972	120,000	17,975	122,213	1,692,161

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

（単位：千円）

日本	シンガポール	英国	その他	合計
1,452,037	156,000	84,000	123	1,692,161

注) 売上高は顧客の所在を基礎として、国又は地域に分類しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度末貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## [セグメント情報]

当事業年度（自平成23年10月1日 至平成24年9月30日）

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

当事業年度（自平成23年10月1日 至平成24年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	投資助言報酬	運用受託報酬	その他営業 収益	合計
外部顧客への売上高	1,245,432	123,600	8,065	169,014	1,546,111

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

（単位：千円）

日本	シンガポール	英国	その他	合計
1,255,264	253,213	33,554	4,078	1,546,111

注) 売上高は顧客の所在を基礎として、国又は地域に分類しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度末貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド	253,213	投資運用業

（金融商品に関する注記）

前事業年度（自平成22年10月1日 至平成23年9月30日）

a. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業を行っており、余剰資金運用については、銀行預金等安全性の高い金融資産で運用しております。現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる運用報酬の未決済額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されているため、信用リスクは極めて軽微であると認識しております。

未収入金は概ね、また、未収投資助言報酬は全額、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、短期に決済が行われることにより、回収が不能となるリスクはほとんどないものと考えております。

預金預入先につきましては、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

b. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(<注2>参照のこと)。

	貸借対照表	時価	差額
(1)預金	762,507	762,507	-
(2)未収委託者報酬	125,258	125,258	-
(3)未収入金	30,352	30,352	-
(4)未収投資助言報酬	30,000	30,000	-
資産計	948,118	948,118	-
(1)未払償還金	50,400	50,400	-
(2)未払手数料	53,497	53,497	-
(3)未払委託調査費	115,673	115,673	-
(4)その他未払金	18,069	18,069	-
負債計	237,640	237,640	-

<注1>金融商品の時価の算定方法

資産

(1)預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)未収委託者報酬、(3)未収入金、(4)未収投資助言報酬

上記は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)未払償還金、(2)未払手数料、(3)未払委託調査費、(4)その他未払金

上記は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
長期差入保証金	48,054

上記は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注3>金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
預金	762,507	-
未収委託者報酬	125,258	-

未収入金	30,352	-
未収投資助言報酬	30,000	-
金銭債権合計	948,118	-

当事業年度（自平成23年10月1日 至平成24年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業等を行っており、余剰資金運用については、銀行預金等安全性の高い金融資産で運用しております。現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる運用報酬の未決済額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されているため、信用リスクは極めて軽微であると認識しております。

未収入金は概ね、また、未収投資助言報酬は全額、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、短期に決済が行われることにより、回収が不能となるリスクはほとんどないものと考えております。

預金預入先に付きましては、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(<注2>参照のこと)。

	貸借対照表	時価	差額
(1)預金	591,888	591,888	-
(2)未収委託者報酬	120,821	120,821	-
(3)未収入金	15,253	15,253	-
(4)未収投資助言報酬	30,900	30,900	-
資産計	758,863	758,863	-
(1)未払償還金	13,342	13,342	-
(2)未払手数料	41,285	41,285	-
(3)未払委託調査費	47,596	47,596	-
(4)その他未払金	12,924	12,924	-
負債計	115,149	115,149	-

<注1>金融商品の時価の算定方法

資産

(1)預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)未収委託者報酬、(3)未収入金、(4)未収投資助言報酬

上記は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)未払償還金、(2)未払手数料、(3)未払委託調査費、(4)その他未払金

上記は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
長期差入保証金	48,075

上記は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注3>金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超

預金	591,888	-
未収委託者報酬	120,821	-
未収入金	15,253	-
未収投資助言報酬	30,900	-
金銭債権合計	758,863	-

( 関連当事者との取引 )

前事業年度（自平成22年10月1日 至平成23年 9月30日）

( 1 ) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有 割合)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	アバディーン・アセット・マネジメントPLC	英国スコットランド・アバディーン	114,464千 英国ポンド	資産 運用業	(被所有) 100.0	新株の発行	増資	390,000	-	-

( 2 ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有 割合)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注1)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド	シンガポール	146,975千 シンガ ポールド ル	資産 運用業	無し	資産運用の投資 助言契約	資産運用の投資助 言契約に係る投資 助言報酬	120,000	未収投資助言 報酬	30,000
						一般管理事務 に係る事務委 託等	事務委託費等	67,180	未払費用	9,990
						投資信託の 運用外部委託	投資信託の運用外 部委託に係る費用	15,757	未払委託 調査費	11,675
						投資信託等 に関するリエ ゾン業務の提供	投資信託等に関 するリエゾン業務 の提供に係る報酬	36,000	未収入金	9,000
						極度借入枠の 設定	運転資金の借入	133,350	-	-
親会社の子会社	アバディーン・アセット・マネージャーズ・リミテッド	英国スコットランド・アバディーン	19,879千 英国ポンド	資産 運用業	無し	投資信託の 運用外部委託	投資信託の運用外 部委託に係る費用	185,872	未払委託 調査費	97,509
						投資信託等 に関するリエ ゾン業務の提供	投資信託等に関 するリエゾン業務 の提供に係る報酬	78,000	未収入金	19,500

(注) 1. 取引金額に消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。



当事業年度（自平成23年10月1日 至平成24年9月30日）

（１）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有 割合)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注1)	科目	期末残高 (千円)
親会社	アバディーン・アセット・マネジメントPLC	英国スコットランド・アバディーン	115,095千 英国ポンド	資産 運用業	(被所有) 100.0	一般管理事務 に係る事務委託等	一般管理費等に 係る再配分	61,823	未払費用	61,823

（２）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有 割合)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注1)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド	シンガポール	146,975千 シンガ ポールド ル	資産 運用業	無し	資産運用の投資 助言契約	資産運用の投資助 言契約に係る投資 助言報酬	123,600	未収投資助 言報酬	30,900
						一般管理事務 に係る事務委託等	事務委託費等	69,652	未払費用	11,901
						投資信託の 運用外部委託	投資信託の運用外 部委託に係る費用	44,029	未払委託 調査費	22,142
						投資信託等に 関するリエゾン 業務の提供	投資信託等に関す るリエゾン業務の 提供に係る報酬	129,613	未収入金	11,541
親会社の子会社	アバディーン・アセット・マネ ジャーズ・リミテッド	英国スコットラ ンド・ア バディ ーン	28,592千 英国ポ ンド	資産 運用業	無し	投資信託の 運用外部委託	投資信託の運用外 部委託に係る費用	216,455	未払委託 調査費	25,384
						投資信託等に 関するリエゾン 業務の提供	投資信託等に関す るリエゾン業務の 提供に係る報酬	33,554	未収入金	2,718
						一般管理事務 に係る事務委託等	一般管理費等に 係る再配分	9,831	未払費用	9,831

(注) 1. 取引金額に消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

（３）親会社に関する注記

親会社情報

アバディーン・アセット・マネジメントPLC（ロンドン証券取引所に上場）

## （1株当たり情報）

区分	前事業年度 （自平成22年10月1日 至平成23年9月30日）	当事業年度 （自平成23年10月1日 至平成24年9月30日）
1株当たり純資産額	1,950円86銭	1,082円61銭
1株当たり当期純損失	561円37銭	868円24銭

（注）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載して  
おりません。

（注）1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自平成22年10月1日 至平成23年9月30日）	当事業年度 （自平成23年10月1日 至平成24年9月30日）
当期純損失（千円）	172,939	267,473
普通株主に帰属しない金額（千円） （うち利益処分による役員賞与金）		
普通株式に係る当期純損失（千円）	172,939	267,473
期中平均株式数（株）	308,062.16	308,063.00

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

[次へ](#)

## 中間財務諸表

1. 委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）に基づいて作成しております。  
また、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度中間会計期間（自平成24年10月1日至平成25年3月31日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

## (1) 中間貸借対照表

		(単位：千円)
		当中間会計期間末 (平成25年3月31日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金		791,956
未収委託者報酬		162,296
未収投資助言報酬		30,300
未収入金		53,353
その他		13,000
流動資産計		1,050,906
固定資産		
有形固定資産	*1	
器具備品		1,636
建物附属設備		-
有形固定資産合計		1,636
無形固定資産		-
投資その他の資産		
長期差入保証金		48,149
その他投資等		952
貸倒引当金（投資等）		752
投資その他の資産合計		48,349
固定資産計		49,986
資産合計		1,100,893
<b>負債の部</b>		
流動負債		
預り金		8,381
未払金		190,798
未払費用		79,137
未払法人税等		6,296
未払消費税等	*2	9,823
賞与引当金		113,160
流動負債計		407,599
固定負債		
退職給付引当金		67,508
役員退職慰労引当金		5,474
固定負債計		72,982
負債合計		480,582
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金		2,980,400
資本剰余金		
資本準備金		1,847,936
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		4,208,024
株主資本合計		620,311
純資産合計		620,311
負債・純資産合計		1,100,893

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間
		(自平成24年10月1日
		至平成25年3月31日)
営業収益		
委託者報酬		698,550
投資助言報酬		60,600
その他営業収益		99,481
営業収益計		858,631
営業費用		528,346
一般管理費	*3	520,275
営業損失		189,990
営業外収益	*1	55
営業外費用	*2	22,662
経常損失		212,596
税引前中間純損失		212,596
法人税、住民税及び事業税		605
中間純損失		213,201

## (3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自平成24年10月1日 至平成25年3月31日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	2,480,400
当中間変動額	
新株発行	500,000
当中間期末残高	2,980,400
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	1,847,936
当中間期末残高	1,847,936
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	3,994,822
当中間期変動額	
中間純損失	213,201
当中間期変動額合計	213,201
当中間期末残高	4,208,024
株主資本合計	
当期首残高	333,513
当中間期変動額	
新株発行	500,000
中間純損失	213,201
当中間期変動額合計	286,798
当中間期末残高	620,311
純資産合計	
当期首残高	333,513
当中間期変動額	
新株発行	500,000
中間純損失	213,201
当中間期変動額合計	286,798
当中間期末残高	620,311

## 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自平成24年10月1日 至平成25年3月31日)
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品 5年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の事業年度から一括して費用処理することとしております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(4) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p>
3. 外貨建の資産及び負債の邦貨通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 消費税等の処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

## 注記事項

## （中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 （平成25年3月31日現在）	
*1	有形固定資産の減価償却累計 器具備品 167千円
*2	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

## （中間損益計算書関係）

当中間会計期間 （自平成24年10月1日 至平成25年3月31日）	
*1	営業外収益の主要項目 受取利息 47千円 その他営業外収益 8千円
*2	営業外費用の主要項目 為替差損 22,662千円
*3	減価償却実施額 有形固定資産 167千円

## （中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自平成24年10月1日 至平成25年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	308,063	1	-	308,064

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項ありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項ありません。

## 4. 配当に関する事項

該当事項ありません。

## （リース取引関係）

該当事項ありません。

## （資産除去債務）

重要性がないため、記載を省略しております。

## （金融商品に関する注記）

当中間会計期間（自平成24年10月1日 至平成25年3月31日）

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（<注2>参照のこと）。

（単位：千円）



	貸借対照表	時価	差額
(1)預金	791,956	791,956	-
(2)未収委託者報酬	162,296	162,296	-
(3)未収入金	53,353	53,353	-
(4)未収投資助言報酬	30,300	30,300	-
資産計	1,037,906	1,037,906	-
(1)未払金	190,798	190,798	-
負債計	190,798	190,798	-

## &lt;注1&gt;金融商品の時価の算定方法

## 資産

## (1)預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2)未収委託者報酬、(3)未収入金、(4)未収投資助言報酬

上記は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 負債

## (1)未払金

上記は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## &lt;注2&gt;時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
長期差入保証金	48,149

上記は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

## &lt;注3&gt;金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
預金	791,956	-
未収委託者報酬	162,296	-
未収入金	53,353	-
未収投資助言報酬	30,300	-
金銭債権合計	1,037,906	-

## (有価証券関係)

該当事項ありません。

## (デリバティブ取引関係)

該当事項ありません。

## (セグメント情報等)

## [セグメント情報]

当中間会計期間（自平成24年10月1日 至平成25年3月31日）

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しておりません。

[関連情報]

当中間会計期間(自平成24年10月1日 至平成25年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	投資助言報酬	その他営業 収益	合計
外部顧客への 売上高	698,550	60,600	99,481	858,631

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:千円)

日本	シンガポール	英国	香港	合計
699,376	140,854	15,379	3,020	858,631

注) 売上高は顧客の所在を基礎として、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
アパディーン・アセット・マネジメント・ アジア・リミテッド	140,854	投資運用業

(持分法損益関係)

該当事項ありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自平成24年10月1日 至平成25年3月31日)	
1株当たり純資産額	2,013円57銭
1株当たり中間純損失	692円07銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、新株予約権付社債等の潜在株式がないため、また、1株当たり中間純損失金額のため、記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間末 (平成25年3月31日現在)
純資産の部の合計額(千円)	620,311
普通株式に係る純資産額(千円)	620,311
普通株式の発行済株式数(株)	308,064
普通株式の自己株式数(株)	-
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数 (株)	308,064

## 3. 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成24年10月1日 至 平成25年3月31日)
中間純損失(千円)	213,201
普通株式に係る中間純損失(千円)	213,201
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
期中平均株式数(株)	308,063.03

(重要な後発事象)

該当事項ありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の実行の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。 ) または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ) と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### a. 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### b. 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

（平成25年3月末日現在）

名称	資本金の額	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
(再信託受託会社) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	

#### (2) 販売会社

（平成25年3月末日現在）

名称	資本金の額	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融取引業を営んでいます。

### 2【関係業務の概要】

#### (1) 受託会社

信託財産の保管・管理業務・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

#### (2) 販売会社

募集の取扱いおよび販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

### 3【資本関係】

#### (1) 受託会社

該当事項はありません。

#### (2) 販売会社

該当事項はありません。

## 第3【その他】

(1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

(2) 目論見書の表紙等に次の各事項を記載することがあります。

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨

委託会社等の情報、受託会社に関する情報

詳細な情報の入手方法

・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等

・請求目論見書の入手方法および信託約款が請求目論見書に掲載されている旨

目論見書の使用開始日

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容について

・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

委託会社のロゴ・マーク等

ファンドの形態等

図案

ファンドの管理番号等

(3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年10月9日

アバディーン投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているクレディ・スイスG T A Aファンドの平成25年2月21日から平成25年8月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・スイスG T A Aファンドの平成25年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

アバディーン投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成24年12月14日

アバディーン投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野 島 浩一郎  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアバディーン投信投資顧問株式会社の平成23年10月1日から平成24年9月30日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アバディーン投信投資顧問株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成25年5月29日

アバディーン投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野 島 浩一郎  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアバディーン投信投資顧問株式会社の平成24年10月1日から平成25年9月30日までの第21期事業年度の中間会計期間（平成24年10月1日から平成25年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アバディーン投信投資顧問株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成24年10月1日から平成25年3月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

( ) 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。